

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第15号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
6の 14	(略)		6の 14	(略)	
6の 15	<u>食品表示法（平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（主たる事務所及び事業所が一の市町の区域内のみにある食品関連事業者に係るものに限る。）</u> <u>(1) 法第6条第1項の指示（食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号。以下この項において「政令」という。）第7条第1項第1号に規定する事務に係るものを除く。）</u> <u>(2) 法第6条第5項の規定による命令（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</u> <u>(3) 法第8条第1項の規</u>	<u>富士市</u>			

	<p>定による報告の徴収、 物件の提出の要求、立 入検査及び質問（政令 第7条第1項第4号か ら第6号までに規定す る事務に係るものを除 く。）</p> <p>(4) 法第8条第2項の規 定による報告の徴収、 物件の提出の要求、立 入検査及び質問</p> <p>(5) 法第12条第1項の規 定による申出の受付 （政令第7条第1項第 7号に規定する事務に 係るものを除く。）</p> <p>(6) 法第12条第3項の調 査（(6)に掲げる事務に 係るものに限る。）</p>			
6の 16	<p>食品表示法第15条の規 定による権限の委任等に 関する政令第5条第3項 若しくは第7項又は第6 条第3項若しくは第7項 の規定による報告（主た る事務所及び事業所が一 の市町の区域内のみにあ る食品関連事業者に係る ものに限る。）</p>	富士市		
7	(略)		7	(略)
	(略)			(略)
14	<p>自然公園法（以下この 項において「法」とい う。）及び法の施行のため の規則の施行に関する次 に掲げる事務（(1)、(2)、</p>	浜松市	14	<p>自然公園法（以下この 項において「法」とい う。）及び法の施行のため の規則の施行に関する次 に掲げる事務（(1)、(2)、</p> <p>浜松市</p>

(10)から(17)まで及び(23)から(26)までに掲げる事務においては、法第23条第1項に規定する利用調整地区に係るものを除く。)

(1)～(4) (略)

(5) 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の規定による協議に係る協議書又は同項の承認に係る申請書の受付

(6) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の承認に係る申請書の受付

(7)・(8) (略)

(9) (略)

(15)から(22)まで及び(30)から(35)までに掲げる事務においては、法第23条第1項に規定する利用調整地区に係るものを除く。)

(1)～(4) (略)

(5) 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の承認に係る申請書の受付

(6) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による協議に係る協議書又は同項の承認に係る申請書の受付

(7) 法第16条第4項において準用する法第12条第3項の承認に係る申請書の受付

(8)・(9) (略)

(10) 法第16条の7第3項において準用する法第16条の3第1項の認定に係る申請書の受付

(11) 法第16条の7第3項において準用する法第16条の4第1項の認定に係る申請書の受付

(12) 法第16条の7第3項において準用する法第16条の4第2項の規定による届出に係る届出書の受付

(13) (略)

(14) 法第17条第2項の報

	(10)～(22) (略)				
	(23)～(26) (略)				
14の2	<p>自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下この項において「政令」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 政令<u>附則第3項第1号</u>の許可</p> <p>(2) 政令<u>附則第3項第4号</u>の命令（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(3) 政令<u>附則第3項第5号</u>の規定による報告の徴収並びに立入検査及び立入調査（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</p>	静岡市	14の2	<p>告に係る報告書の受付</p> <p>(15)～(27) (略)</p> <p>(28) 法第42条の4第1項の認定に係る申請書の受付</p> <p>(29) 法第42条の5第1項の認定に係る申請書の受付</p> <p>(30) 法第42条の5第2項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(31) 法第42条の7第1項の報告に係る報告書の受付</p> <p>(32)～(35) (略)</p>	静岡市
15	<p><u>自然公園法施行令附則第6項に規定する知事を</u> <u>経由する協議の申出等に</u> <u>係る申出書等の受付</u></p>	<p><u>静岡市 沼津市</u> <u>熱海市 三島市</u> <u>富士宮市</u> <u>伊東市 富士市</u></p>	15	<p><u>削除</u></p>	

		御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 小山町 川根本町
(略)		
19	<p>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27)～(37) (略)</p> <p>(38) 法第26条第1項の規定による報告の要求及び立入検査（(1)から(37)までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(39)～(45) (略)</p>	沼津市 富士市
(略)		
28	<p>浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17)～(21) (略)</p>	沼津市 富士市

(略)		
19	<p>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 法第18条の15第6項の規定による報告の受付</p> <p>(28)～(38) (略)</p> <p>(39) 法第26条第1項の規定による報告の要求及び立入検査（(1)から(38)までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(40)～(46) (略)</p>	沼津市 富士市
(略)		
28	<p>浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 法第49条第1項の規定による台帳の作成</p> <p>(18)～(22) (略)</p>	沼津市 富士市

<u>28の2</u>	浄化槽法第49条第1項の規定による台帳の作成	富士市
<u>28の3</u>	(略)	
(略)		
84	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。） (1)～(30) (略) (31) (1)から(29)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	静岡市 浜松市
(略)		
97の2	麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略)	静岡市 浜松市

<u>28の2</u>	(略)	
(略)		
84	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。） (1)～(30) (略) (31) (1)から(30)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	静岡市 浜松市
(略)		
97の2	麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) <u>省令第1条の4の規定による届出に係る届出書の受付</u> (2)～(6) (略) (7) <u>省令第14条の4の規定による届出に係る届</u>	静岡市 浜松市

(略)		
103 の19	農地法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(5)まで及び(11)に掲げる事務にあっては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。） (1)～(12) (略)	沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市
(略)		
135	<u>静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)及び(4)に掲げる事務にあっては(1)に規定する届出に係るものに限る、(5)から(14)までに掲げる事務にあっては(1)、(2)及び(4)に規定する届出に係るものに限る。）</u> (1) <u>条例第3条第1項の規定による届出の受付（土の採取等を行う場所の区域の面積（以下この項において「土採取等面積」という。）が1ヘクタール未満の土</u>	<u>全市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市及び藤枝市を除く。）</u>

	出書の受付	
(略)		
103 の19	農地法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(5)まで及び(11)に掲げる事務にあっては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。） (1)～(12) (略)	沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市
(略)		
135	<u>削除</u>	

の採取等に係るものに
限る。]

(2) 条例第3条第3項の
規定による届出の受付
(土採取等面積が1ヘ
クタール未満の土の採
取等に係るものに限
る。]

(3) 条例第4条第1項の
規定による届出の受付

(4) 条例第4条第2項の
規定による届出の受付
(変更後の土採取等面
積が1ヘクタール未満
の土の採取等に係るも
のに限る。]

(5) 条例第5条の規定に
よる勧告

(6) 条例第6条の規定に
よる命令

(7) 条例第7条第1項の
規定による命令

(8) 条例第7条第2項の
規定による命令

(9) 条例第8条の規定に
よる届出の受付

(10) 条例第9条の規定に
よる命令

(11) 条例第10条の規定に
よる勧告

(12) 条例第11条第2項の
規定による届出の受付

(13) 条例第13条第1項の
規定による報告の要求

(14) 条例第13条第2項の
規定による立入検査及

	<p>び質問</p> <p>(15) (1)から(14)までに掲げる事務のほか条例の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>				
135 の2	<p>静岡県土採取等規制条例 (以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則 (以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第3条第1項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 条例第3条第3項の規定による届出の受付</p> <p>(3) 条例第4条第1項の規定による届出の受付</p> <p>(4) 条例第4条第2項の規定による届出の受付</p> <p>(5) 条例第5条の規定による勧告</p> <p>(6) 条例第6条の規定による命令</p> <p>(7) 条例第7条第1項の規定による命令</p> <p>(8) 条例第7条第2項の規定による命令</p> <p>(9) 条例第8条の規定による届出の受付</p> <p>(10) 条例第9条の規定による命令</p> <p>(11) 条例第10条の規定に</p>	<p>静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市</p>	135 の2	削除	

	<p>よる勧告</p> <p>(12) <u>条例第11条第2項の</u> <u>規定による届出の受付</u></p> <p>(13) <u>条例第13条第1項の</u> <u>規定による報告の要求</u></p> <p>(14) <u>条例第13条第2項の</u> <u>規定による立入検査及</u> <u>び質問</u></p> <p>(15) (1)から(14)までに掲げ <u>る事務のほか条例の施</u> <u>行に関する事務のうち</u> <u>施行規則に基づく事務</u> <u>であって別に規則で定</u> <u>めるもの</u></p>				
(略)			(略)		
143	<p>建築基準法（以下この 項において「法」とい う。）及び法の施行のため の規則（以下この項にお いて「施行規則」とい う。）の施行に関する次に 掲げる事務（(3)から(14)ま で、(16)から(23)まで、(26)か ら(28)まで、(49)、(52)、(53)、 (70)、(75)、(88)、(97)、(98)、 (100)、(101)、(104)、(107)、(109)から (111)まで、(115)から(118)まで、 (122)及び(125)においては、建 築基準法施行令第148条第 1項各号に掲げる建築物 及び工作物に係るものを 除く。）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第6条の2第5項 の規定による提出に係 る確認審査報告書の受</p>	<p>全市町（法第4 条第1項及び第 2項の規定によ り建築主事を置 く市町を除く。）</p>	143	<p>建築基準法（以下この 項において「法」とい う。）及び法の施行のため の規則（以下この項にお いて「施行規則」とい う。）の施行に関する次に 掲げる事務（(3)から(14)ま で、(16)から(23)まで、(26)か ら(28)まで、(49)、(52)、(53)、 (70)、(75)、(88)、(97)、(98)、 (100)、(101)、(104)、(107)、(109)から (111)まで、(115)から(118)まで、 (122)及び(125)においては、建 築基準法施行令第148条第 1項各号に掲げる建築物 及び工作物に係るものを 除く。）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第6条の2第5項 の規定による提出に係 る確認審査報告書の受</p>	<p>全市町（法第4 条第1項及び第 2項の規定によ り建築主事を置 く市町を除く。）</p>

付

(6)～(8) (略)

(9) 法第7条の2第3項の規定による通知に係る通知書の受付

(10) 法第7条の2第6項の規定による提出に係る完了検査報告書の受付

(11)・(12) (略)

(13) 法第7条の4第2項の規定による通知に係る通知書の受付

(14) 法第7条の4第6項の規定による提出に係る中間検査報告書の受付

付 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(以下この項において「電子的方法」という。)により行われるものに係るものを除く。)

(6)～(8) (略)

(9) 法第7条の2第3項の規定による通知に係る通知書の受付 (電子的方法により行われるものに係るものを除く。)

(10) 法第7条の2第6項の規定による提出に係る完了検査報告書の受付 (電子的方法により行われるものに係るものを除く。)

(11)・(12) (略)

(13) 法第7条の4第2項の規定による通知に係る通知書の受付 (電子的方法により行われるものに係るものを除く。)

(14) 法第7条の4第6項の規定による提出に係る中間検査報告書の受付 (電子的方法により行われるものに係るものを除く。)

(15)～(111) (略)

(112) 法第87条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項並びに第18条第2項、第3項及び第16項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、届出書の受付及び通知書の受付

(113)～(119) (略)

(120) 法第87条の4において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の3第1項及び第5項、第7条の4第2項及び第6項、第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第2項、第3項、第16項、第18項、第19項、第21項並びに第24項第1号

(15)～(111) (略)

(112) 法第87条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項並びに第18条第2項、第3項及び第16項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、届出書の受付及び通知書の受付(法第6条の2第5項に規定する事務に係る確認審査報告書の受付にあっては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。)

(113)～(119) (略)

(120) 法第87条の4において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の3第1項及び第5項、第7条の4第2項及び第6項、第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第2項、第3項、第16項、第18項、第19項、第21項並びに第24項第1号

及び第2号に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交及び中間検査報告書の受付

(121) (略)

(122) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の3第1項及び第5項、第7条の4第2項及び第6項、第12条第5項（第2号及び第3号を除く。）並びに第18条第2項、第3項、第16項、第18項、第19

及び第2号に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交及び中間検査報告書の受付（法第6条の2第5項、第7条の2第3項及び第6項並びに第7条の4第2項及び第6項に規定する事務に係る確認審査報告書、通知書、完了検査報告書及び中間検査報告書の受付にあっては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。）

(121) (略)

(122) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の3第1項及び第5項、第7条の4第2項及び第6項、第12条第5項（第2号及び第3号を除く。）並びに第18条第2項、第3項、第16項、第18項、第19

項及び第21項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交、中間検査報告書の受付及び報告書の受付

(123) 法第88条第2項において準用する法第3条第1項第3号及び第4号、第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の6第1項第1号及び第2号、第12条第5項（第2号及び第3号を除く。）、第18条第2項、第3項、第16項、第18

項及び第21項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交、中間検査報告書の受付及び報告書の受付（法第6条の2第5項、第7条の2第3項及び第6項並びに第7条の4第2項及び第6項に規定する事務に係る確認審査報告書、通知書、完了検査報告書及び中間検査報告書の受付にあっては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。）

(123) 法第88条第2項において準用する法第3条第1項第3号及び第4号、第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の6第1項第1号及び第2号、第12条第5項（第2号及び第3号を除く。）、第18条第2項、第3項、第16項、第18

	<p>項並びに第24項第1号及び第2号、第48条第1項から第14項まで、第51条、第68条の3第7項、第87条第2項及び第3項（法第48条第1項から第14項まで及び第51条に係る部分に限る。）並びに第87条の4に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、報告書の受付、中間検査合格証の手交及び中間検査報告書の受付</p>	
	(124)～(127) (略)	
(略)		
145	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市</p>

	<p>項並びに第24項第1号及び第2号、第48条第1項から第14項まで、第51条、第68条の3第7項、第87条第2項及び第3項（法第48条第1項から第14項まで及び第51条に係る部分に限る。）並びに第87条の4に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、報告書の受付、中間検査合格証の手交及び中間検査報告書の受付</p> <p><u>（法第6条の2第5項並びに第7条の2第3項及び第6項に規定する事務に係る確認審査報告書、通知書及び完了検査報告書の受付にあつては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。）</u></p>	
	(124)～(127) (略)	
(略)		
145	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市</p>

	<p>掲げる事務（(1)から(20)まで、(24)及び(26)から(40)までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものに限る。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第6条の2第5項の規定による提出に係る確認審査報告書の受付</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第7条の2第3項の規定による通知に係る通知書の受付</p> <p>(8) 法第7条の2第6項の規定による提出に係る完了検査報告書の受付</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 法第7条の4第2項の規定による通知に係</p>	<p>町を除く。）</p>			<p>掲げる事務（(1)から(20)まで、(24)及び(26)から(40)までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものに限る。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第6条の2第5項の規定による提出に係る確認審査報告書の受付（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下この項において「電子的方法」という。）により行われるものに係るものを除く。</u>）</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第7条の2第3項の規定による通知に係る通知書の受付（<u>電子的方法により行われるものに係るものを除く。</u>）</p> <p>(8) 法第7条の2第6項の規定による提出に係る完了検査報告書の受付（<u>電子的方法により行われるものに係るものを除く。</u>）</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 法第7条の4第2項の規定による通知に係</p>	<p>町を除く。）</p>	
--	---	---------------	--	--	---	---------------	--

る通知書の受付

(12) 法第7条の4第6項の規定による提出に係る中間検査報告書の受付

(13)～(38) (略)

(39) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の3第1項及び第5項、第7条の4第2項及び第6項、第12条第5項(第2号及び第3号を除く。)並びに第18条第2項、第3項、第16項、第18項、第19項及び第21項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交、中間検査報告書の受付及び報告書の受付

る通知書の受付(電子的方法により行われるものに係るものを除く。)

(12) 法第7条の4第6項の規定による提出に係る中間検査報告書の受付(電子的方法により行われるものに係るものを除く。)

(13)～(38) (略)

(39) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の3第1項及び第5項、第7条の4第2項及び第6項、第12条第5項(第2号及び第3号を除く。)並びに第18条第2項、第3項、第16項、第18項、第19項及び第21項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交、中間検査報告書の受付及び報告書の受付(法第6条

	<p><u>の2第5項、第7条の2第3項及び第6項並びに第7条の4第2項及び第6項に規定する事務に係る確認審査報告書、通知書、完了検査報告書及び中間検査報告書の受付にあっては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。）</u></p>
(40)・(41) (略)	(40)・(41) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の84の項の改正 公布の日
 - (2) 別表第1の135の項及び135の2の項の改正 令和4年7月1日
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する知事が行った許可その他の行為又は現に知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後この条例の規定による改正後の静岡県事務処理の特例に関する条例の規定により市が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該市の長が行った許可その他の行為又は当該市の長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の静岡県事務処理の特例に関する条例別表第1の135の項及び135の2の項の規定により市町の長が行った勧告その他の行為又は現に市町の長に対して行っている届出その他の行為は、施行日以後においては、知事が行った勧告その他の行為又は知事に対して行った届出その他の行為とみなす。